

栃木県 CALS/EC 電子納品運用に関するガイドライン（案）

第8版（平成20年4月）改定概要

◎第I編土木における主な改定内容は以下のとおりです。

1. 工事完成図書電子納品

◇ 電子納品適用項目

平成20年度4月1日から、栃木県土木工事共通特記仕様書が制定・適用となることから、竣工時の提出資料一覧表が見直されました。このことに伴い、電子納品対象書類一覧表を対応させるため、表-4を修正いたしました。

◇ 工事管理ファイル(INDEX_G.XML)

平成20年度4月1日から、工事名等の付与方法の取扱いが変更になりました。工事管理ファイル作成にあたっては、「住所」の管理項目に分割番号を記入することを必須としているため、分割番号を記入する旨の追記をしました。

2. 設計業務等電子納品

◇ 業務管理ファイル(INDEX_D.XML)

平成20年度4月1日から、工事名等の付与方法の取扱いが変更になりました。業務管理ファイル作成にあたっては、「住所」の管理項目に分割番号を記入することを必須としているため、分割番号を記入する旨の追記をしました。

◇ 測量データフォルダ(SURVEY)

基準点測量業務実施にあたっては、巻末資料5を確認する旨を追記しました。

3. 巻末資料の改定事項

◇ 巻末資料1 測量成果ファイル一覧

基準点測量における成果表（数値データ）の取り扱いを変更いたしました。

◇ 巻末資料5 基準点測量業務の電子納品

①3級基準点以上の基準点を設置、②世界測地系の座標、③基準点の標杭が永久標識として設置。これら3つの条件を満たす基準点測量業務は、地理情報システム(GIS)に登録することとしました。そのため、納品に際しての新たな取り決めを作成しました。

◎第Ⅲ編農政における改訂概要は以下のとおりです。

◇電子納品関連要領・基準の取り扱い

農林水産省策定の電子納品関連要領・基準の一部が平成19年度内に改定されたことを受け、栃木県が準拠する要領・基準を改定しました。

- ・設計業務等の電子納品要領（案）機械設備工事編 平成17年4月 ⇒ 平成19年4月
- ・工事完成図書の電子納品要領（案）機械設備工事編 平成17年6月 ⇒ 平成19年4月
- ・電子化図面データの作成要領（案）機械設備工事編 平成17年6月 ⇒ 平成19年4月

◇図面の電子納品について

ほ場整備設計業務における図面の電子納品については、添付資料1に基づき実施することとします。